

(仮訳)

デジタル政府分野における

日本国デジタル庁とシンガポール共和国政府技術庁の

協力覚書

日本国デジタル庁（以下、「DA Japan」という。）及びシンガポール共和国政府技術庁（以下、「GovTech SG」という。）（以下、それぞれ「当事者」、総称して「両当事者」という。）は、以下の共通認識に達した。

1. デジタル政府分野におけるこの DA Japan と GovTech SG との間の協力覚書（以下、「この MoC」という。）は、以下を認識する。
 - (i) GovTech SG の権限は、シンガポールの公共部門におけるデジタル・トランスフォーメーションを推進することである。GovTech SG は、シンガポール及びシンガポール国民の利益のため、情報通信及び関連技術を活用することである。

また、

(ii) DA Japan の権限は、「誰一人取り残されない」人に優しいデジタル化を主導し、我々皆が誇り得る日本の未来を創出し、多様な幸福の在り方が実現されるデジタル社会を構想するべく取り組むことである。

範囲

2. 両当事者の取組を向上させるため相互に支援することを視野に、両当事者は協力し、以下の分野の活動に焦点を当てる。
 - (i) 人工知能（AI）、クラウドサービス、サイバーセキュリティ、デジタル ID、包摂的デザイン、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、Web 3 等といったデジタル政府の発展における両当事者それぞれの経験の共有、

(ii) 技能の共有及び訓練コース、プログラム並びにワークショップの共催による能力構築、

(iii) それぞれの当事者の幹部間の会合の開催及び日シンガポール・デジタル政府報告の共同発行による協力の促進、及び、

(iv) それぞれのデジタル政府行事の支援。

諸原則

3. 両当事者は、以下の諸原則に基づきその活動に向けて取り組み、活動を行うべく取り組む。

(i) 市民及び事業者のニーズに資するようデジタル政府サービスをデザインするなど、ユーザー中心のデザイン、

(ii) オープン標準及びオープンソース技術の促進を含む、開かれ、包摂的で透明性のある政府への支援、及び

(iii) 全ての者がアクセス可能なサービスへの支援。

公表

4. 両当事者は、この MoC に関連したいかなるメディア又は公衆への公表又は伝達についても、共同して行う。一方の当事者は、他の当事者の事前の書面による同意なく、このようないかなる公表又は伝達も行わない。

費用及び諸経費

5. 両当事者が書面により別段の決定を行う場合を除き、この MoC に関連して一方

の当事者に生じた全ての費用及び諸経費については、当該費用及び諸経費を生じた当該当事者のみが負担する。

守秘義務

6. 両当事者は、この MoC に関連して両当事者間で交換されたいかなる情報、又は、その性質上機密性があり又は機密性のあるものとして明記された、一方の当事者から他方の当事者に提供されたいかなる情報についても、機密性を保持し、当該情報を提供した当事者の書面による事前の同意なく第三者に開示又は提供しない。

法的効果のないこと

7. 両当事者は、この MoC の諸規定は、両当事者の共通の意図を示すものであることを確認する。この MoC は、いかなる法的義務（国際的またはそうでないものも）やいかなる種類の責任も生じることを意図したものではなく、また、それぞれの当事者にこれらの法的義務や責任を課すものではない。

紛争解決

8. この MoC の下で生じるいかなる紛争に際しても、両当事者は、いかなる裁判所又は法廷にも提起することなく、誠実に行われる相互の交渉及び議論により友好的に解決する。

開始、期間及び終了

9. この MoC は、署名の日を開始し、3年間継続する。

両当事者は、相互の書面による同意により、この MoC をさらに3年間延長することができる。

両当事者の書面による決定による場合を除き、この MoC のいかなる部分も改変され、変更され、補足され又は修正されない。

一方の当事者は、少なくとも3か月前に、この MoC を終了させる意図を他方の当事者に書面で通知することにより、この MoC を終了させることができる。

両当事者は、対面の会合、ビデオ会議又は書面による通信により、少なくとも年一回、この MoC の下で行われる活動の進捗よくについて監督し、見直しを行うことを意図する。

2022年5月25日、英語により2部作成され、両当事者により署名された。

牧島かれん
デジタル大臣

ジャニル・プットウチェリー
政府技術庁担当大臣